

解説

マイクロソフトにおける
ボリュームライセンス契約

マイクロソフト株式会社
法務・政策企画統括本部
弁護士
飯塚暁夫

89年東京大学法学部卒業。93年司法試験合格。94年千葉大学医学部中退。96年第一東京弁護士会登録。小松・狛・西川法律事務所、兼子・岩松法律事務所、大場・尾崎・嶋末法律事務所を経て現職。

I はじめに

小職は2005年7月に米国マイクロソフト・コーポレーションの日本法人であるマイクロソフト株式会社に入社し、それ以来、大企業向けのボリュームライセンス契約を担当している。与えられたテーマは、ソフトウェアのライセンス契約上の問題点ということであるが、マイクロソフトのライセンス契約といっても多岐にわたっており、小職の知識・経験の点からも、紙幅の点からも、本稿でマイクロソフト全てをカバーするのは不可能であるので、本稿においては、小職の担当範囲に従って述べることにしたい。なお、本稿は、あくまでも小職の個人的な考え方や解釈を述べるものすぎず、マイクロソフトとしての公式見解とは無関係であることをお断りしておく。

まず、一般論として、そもそも契約書というものが、何のためにあるのかを考えてみたい。読者諸氏の大多数は、「合意内容を容易に証明できるようにするために決まっているじゃないか。」とおっしゃるだろう。もちろんそのとおりだと思う。しかし、それを経済的・社会的目的の観点からもう少し細かく見ると、①当事者の権利義務の内容、すなわち何ができるのか、できないのか、何をすべきなのか、してはならないのかを明確化すること、および②契約どおりに履行されなかった場合、疑義が生じた場合の対処法を明確化すること、の2点が主要な目的と思われる。①は契約の正常な履行過程の指針であり、②は非常事態に備えての保険の意味である。合意内容が複雑になれば、書面化しておかなければ、当事者にとって合意内容が

不明になってしまうことは誰の目にも明らかであろう。

甚だ簡単ではあるが、このような一般論を踏まえたうえで、以下、ソフトウェアのライセンス契約一般について見ていこうと思う。

Ⅱ マイクロソフトのボリュームライセンス契約

1. マイクロソフトのソフトウェアライセンス契約の特徴

小職が担当している、マイクロソフトのボリュームライセンス契約を始めとするソフトウェアライセンス契約が、例えばハードウェアのメーカーの特許のライセンス契約と最も大きく違う点は、ライセンス自体が「商品」だということである。いわば、マイクロソフトは製品を売っているのではなく、ライセンスを売っているのだといえる（もちろん、税法上の解釈は別論である）。この点、ハードウェアメーカーや医薬品メーカー等が、自社が開発し、特許権を取得した技術をライセンスするような例は、知的財産権の活用やビジネス上の提携等が主たる目的であり、マイクロソフトのソフトウェアライセンスとは事情が全く異なることに注意すべきである。

このような理由から、まず、マイクロソフトのソフトウェアライセンス契約は、大量の取引を定型的に扱わなければならないという要請を必然的に負っていることになる。したがって、個々の契約に当たり、すべて一から交渉するという前提はない。あらかじめマイクロソフト側が定型的なテンプレートを用意しておき、交渉が生じるとしても、かかるテンプレートを出発点に議論することになるのは当然である。

2. マイクロソフトのボリュームライセンス契約における範囲の制限

また、マイクロソフトのボリュームライセンス契約のもう一つの特徴は、基本的に自社使用目的のライセンスだということである。したがって、このライセンスを使用して、リースやレンタルを行うことは許されないし、エンドユーザーに対しソフトウェアサービスを提供することもできない。

一般にソフトウェアライセンス契約においては、使用の目的、ライセンスの人的範囲、ライセンスの単位（デバイス単位か、人単位か等）を定めておくことが必要となる。

使用の目的の観点からは、自社の内部的使用に限定するのか、エンドユーザーに対するソフトウェアサービスの提供まで認めるのかの選択肢があり得るが、マイクロソフトのボリュームライセンス契約は、今のところ原則として自社使用に限定している。しかし、一方で、マイクロソフト サービ

ス プロバイダ ライセンス アグリーメントという、第三者使用を認めるライセンスプログラムも用意しており、ライセンシーはこのライセンスに基づき、エンドユーザーに対してソフトウェアサービスを提供することができる（最近流行の SaaS(Software as a Service) ビジネス向けには、このライセンスプログラムが利用される）。

ライセンスの人的範囲についていえば、契約締結当事者の従業員（正社員、派遣社員）はよいとしても、関連会社の従業員やオンサイトのベンダー等をどうするのかの問題がある。

この点、マイクロソフトのボリュームライセンスプログラムの代表的なものである、マイクロソフトエンタープライズ契約においては、契約締結法人および当該契約締結法人が範囲を指定した関連会社が使用しているパーソナルコンピュータ等のデバイス（以下「PC」という）または当該会社の「ために」（＝利益のために）使用されているPCというように、ソフトウェア製品がインストールされ、実行されるPCを特定することにより範囲を指定するという方法を採用している。すなわち、物的範囲を限定することにより、間接的に人的範囲を事実上限定しているわけである。もちろん、「ために」という要件は、必ずしも全ての場合に明解な基準を提供するわけではなく、お客様の具体的な使用形態により、疑義を生じる場合もあり得るので、判断事例を積み重ねるしかないが、それは、法令と裁判例の関係についてもいえることであり、どのような契約についても多かれ少なかれあり得ることである。

3. マイクロソフトのボリュームライセンス契約の構造

小職の担当しているマイクロソフトのボリュームライセンス契約は、比較的規模の大きい企業をターゲットとして想定しているプログラムで、関連会社を含めた全体の購入数量に応じて、ディスカウントが得られるしくみになっている。契約の構造としては、3段階構造からなり、最上位に「マイクロソフト ビジネス／サービス アグリーメント」という、ライセンスとサービスを束ねる大元のマスター契約があり、第2段階として、マイクロソフト ビジネス／サービス アグリーメントに基づいて締結される各種ライセンスプログラム固有の基本契約があり、かかる基本契約に基づいて、最下位に位置する個別のライセンス契約（マイクロソフトではこれを「加入契約」と呼んでいる）がある。この3種類の契約がセットになって、初めてお客様はライセンスを取得できるわけだが、それぞれ、関連会社（その意味は契約に定義されている）が上位の契約を締結していれば、下位の契約の締結者自身が当該上位の契約を締結している必要はない。

このほか、比較的規模の小さな企業を想定して、1段階からなる比較的シンプルなプログラムも用意している。

4. 権利侵害請求に対する防御条項

前述の3. 段階構造の最上位に位置するマイクロソフト ビジネス/サービス アグリーメントには、用語の定義のほか、秘密保持、保証、責任制限、遵守状況の確認、裁判管轄、準拠法などの基本的な内容が規定されている。

本稿においては、その中でも、マイクロソフトのソフトウェアライセンス契約に非常に特徴的と思われる、「権利侵害請求に対する防御」の条項をご紹介します。

これは、マイクロソフト製品をご使用いただいているお客様が、第三者からマイクロソフト製品の使用により知的財産権を侵害されているとして損害賠償請求を受け、裁判で敗訴判決が確定した場合（あるいはマイクロソフトが同意する和解をした場合）、お客様が支払わなければならない金額を全額補償するというものである。もちろん、全くの無条件で補償するわけではなく、裁判活動のコントロール権をマイクロソフトに与える等、様々な条件が定められているし、侵害状態を回避するために、お客様にご協力いただかなければならない事項についても定められている。また、差止めを命じる判決が出た場合のお客様の救済についても定められている。

訴訟社会アメリカにおいては、弊社の親会社である米国 Microsoft Corporation を被告とする特許訴訟が非常に多数提起されており、マイクロソフトとしては、それがお客様に及んで損害を及ぼすことのないようにとの配慮から設けられた規定である。もちろん、マイクロソフトとしては、第三者の知的財産権を侵害することのないように開発を進めていることはいうまでもないが、メーカーの読者諸氏ならお分かりいただけるとおり、どんなにベストを尽くしても、知的財産権侵害のリスクをゼロにすることはできないこと、訴訟もビジネス戦略の一環として考えられている米国において、米国マイクロソフトがいわゆる「ディープ・ポケット」として訴訟のターゲットにされているのが実情であることに鑑みると、このような条項を設けることによりお客様を守ることには大変大きな意義があるものと思われる。

5. 不正使用の防止

ソフトウェアライセンス契約を考える場合に忘れてはならないのは、違法コピーないし不正使用の問題である。マイクロソフトのソフトウェアライセンスの歴史は、不正使用との闘いの歴史であったといってもよい。日

本では随分と状況は改善されたが、ご存じのように中国をはじめとするアジア諸国では依然として不正使用率が非常に高く、マイクロソフトは多大な損失を被っており、頭を悩ませているところである。マイクロソフトのソフトウェアライセンス契約の内容を論じるうえで、不正使用の防止という観点は極めて重要である。ライセンスというものの本質は、「使わせておく」すなわち「使用を妨害しない（＝差し止めない）」という不作為にあるわけであるが、不正使用防止という観点からは、ライセンシーに対し、様々な制約を課さなければならず、また、不正使用が疑われる場合の「伝家の宝刀」としての監査条項も必須となる。現在のマイクロソフトのボリュームライセンス契約は、不正使用防止という観点がそれほど前面に出ているわけではないが、それでも、各条項を解釈する際には、不正使用防止という視点を抜きには考えられないとあってよい。現在の日本のレベルからすると、お客様の眼からは、規制が厳格に過ぎるように映るのかもしれないが、残念ながら、不正使用の点で「劣等生」の各国にレベルを合わせなければならぬことをご理解いただきたい。マイクロソフトのボリュームライセンス契約は、微少な差を除けば、世界共通に適用されるからである。すなわち前述の3段階構造の下で、マイクロソフト ビジネス／サービス アグリーメントを日本企業が締結し、それに基づく下位の契約が、当該日本企業の海外関連会社により締結されることもあり得るため、全世界にわたる統一的取扱いが必要となるのである。

III おわりに

以上、紙幅の関係で甚だ簡単ではあるが、マイクロソフトのボリュームライセンス契約を概観させていただいたが、日本のお客様からは、マイクロソフトのソフトウェアライセンス契約は難解でわかりにくいという声を聞くことが多い。このような評価には、①契約書の各条項の文言がわかりにくいことと、②契約のプログラム自体がわかりにくいことの2つの内容が含まれていると考えられる。もちろん、契約プログラムを決めているのも、契約書をドラフトしているのも米国本社であるが、日本法人からもお客様の声を随時フィードバックするよう努めているので、読者諸氏の中にあるお客様のご理解を請うとともに、今後も引き続きご要望をお寄せいただければ幸いである。

BLJ